

裁 決 書

審査請求人 [REDACTED]

平成26年7月31日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED] が、平成26年7月23日付けで審査請求人に対し行った生活保護変更処分は、これを取り消す。

事 実

[REDACTED]（以下「処分庁」という。）は、平成26年7月23日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条の規定により、生活保護変更処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成26年7月31日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

請求人は、原処分の取消しを求めて、おおむね次のとおり主張している。

生活保護受給前の給与 [REDACTED] が入金されたが、処分庁から生活保護受給前の収入として健康診断料及び交通費の控除はされず、全額収入認定とされたことが不服である。

裁 決 の 理 由

1 認定事実

本件に関しては次の事実が認められる。

(1) [REDACTED]

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(3) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

(4) [REDACTED]

[REDACTED]

2 判断

(1) 法の規定等について

- ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のため活用することを要件として行われ、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第4条第1項及び法第8条第1項）。
- イ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。
- ウ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問1.3－5答(1)によると、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされている。
- エ 問答集問1.3－2.3答(1)によると、法第63条を適用する場合で、保護の開始時において既に資力を有していた場合は、もしその時点で資力が活用可能な状態にあれば、それは現金化することにより最低生活の維持のために当てられていたものであり、したがって、必要経費等を除き実際の受給額全額を返還の対象とすべきであり、収入認定の際に認められる控除等は適用されないとされている。

(2) 原処分について

- ア 請求人は、保護受給前の未払給与██████████について、当該収入を得るために健康診断料や労働基準監督署までの交通費など多数の経費を要しているが控除されず、生活保護受給前の収入として全額収入認定されたことが不服であると主張している。
- イ 処分庁は、前記1.(2)のとおり、保護開始前の費用については、収入から控除することは認められないとし、前記1.(3)及び(4)のとおり、当該収入██████████全額を収入認定し、分割認定することとした上で、同月22日、██████████を平成26年8月分生活保護費に収入認定する原処分を決定し、同月23日付けで請求人に通知したことが認められる。
- また、処分庁は、弁明書において、保護開始後に当該収入を受け取るために要した労働基準監督署までの交通費については、本件処分時までに請求人から何ら申出が無かったとして、控除していないことが違法又は不当とはならないとしている。
- ウ 本件についてみると、前記(1)ウのとおり、法第63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとする

ものであるところ、前記1(3)のとおり、当該収入は、保護開始前に稼働していた稼働収入が保護受給後に遅れて支給されたものであり、換金により直ちに最低生活のために活用できない事情にあったことが認められることから、同条に基づき返還をすべきこととなる。

したがって、前記(1)エのとおり、処分庁は、本来、当該収入を保護開始前の資産とし、同条に基づく返還決定処分を行い、その決定に当たり、必要経費等の有無やその額について判断すべきところ、前記1(3)及び(4)のとおり、本件収入を既に支給した保護費の過払いによる返納金として収入認定し、保護変更処分を行っていることから、処分庁が決定した原処分は違法又は不当であるといわざるを得ず、取消しを免れない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成30年6月27日

北海道知事 高橋 はるか

